

## 7-(1) 介護支援専門員の各種手続きについて

### ●更新について

介護支援専門員証（有効期限：5年）の更新をするためには、各自必要な研修を修了後、更新申請の手続きを適切に行っていただく必要があります。

この更新手続きにつきましては、現在、有効期間満了日の半年前から受付を開始しております。ただし、遅くとも期限が切れる40日前までに申請を行ってください。（※介護支援専門員証を有効期限内に適切に交付するためです。）

○手続きに必要な申請書類は次のとおりです。

#### ▼申請書類

- ・申請書（様式第1号）
- ・更新研修又は専門研修課程Ⅰ・Ⅱの修了証書の写し
- ・介護支援専門員証の原本
- ・写真2枚（縦3.0cm×横2.4cm 6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの、1枚は貼らずに氏名・撮影年月日を裏面に記入して申請書に添付してください。）
- ・※愛知県収入証紙2,000円分（交付事務手数料）

※収入印紙とお間違いないようにしてください。愛知県収入証紙は、愛知県内の市町村役場、区役所、愛知県内の警察署等で購入できます。

◎介護支援専門員証を紛失した場合は、紛失届が必要です。

◎更新の交付申請を希望される方で、氏名又は住所変更を伴う更新の場合は、様式第3号を併せて提出してください。（氏名変更の場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本の添付が必要です。〔なお、住所変更の場合は、住民票や写真など追加の添付書類は必要ありません。〕）

#### 申請書の窓口及び提出先

愛知県健康福祉部高齢福祉課介護保険指定・指導グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県西庁舎2階東）

電話 052-954-6289（ダイヤルイン）

※提出方法

上記提出先へ郵送又は持参

※様式についての詳細は、愛知県健康福祉部高齢福祉課 介護保険指定・指導グループのホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/index.html> でご確認ください。

## 重要！

介護支援専門員証の更新のために必要な更新研修等を終了していた場合でも、有効期限を過ぎて（※1日でも）から更新申請をされた場合は、受講した研修が無効となります。その場合は、再度、研修（再研修）を受講して頂くこととなりますのでご注意ください。（厳格に対応させていただきます。）

現在に引き続いて介護支援専門員業務に就かれる方は、こうした状況にならないように、必ず有効期限までに更新申請を行ってください。

※これまで、有効期限を過ぎてからの申請が見受けられました。折角受講した研修を無駄にしないためにも、しっかりと自己管理をお願いします。

更新のための研修は済んでいますか？

### 介護支援専門員 更新研修・専門研修・再研修のご案内

各研修は年1回の開催です。有効期限が満了する前年度から注意し、専門員証の有効期間内に、更新のために必要な研修を修了してください。

#### 注意

\* 個人へ更新時期を知らせる通知はしていません。

\* 専門員証の有効期間が満了すると、介護支援専門員として勤務できなくなります。

\* 2回目の証の更新に必要な研修は、前回修了した研修及び1回目の更新後（前回の有効期間満了日以降）の実務経験の有無により異なります。愛知県社会福祉協議会ホームページに掲載するフローチャートを必ずご確認ください。

\* 期限切れとならないように、できるだけ余裕を持って、早めに受講してください。

受講申込受付期間は例年3月下旬から5月上旬までです。

平成26年度の更新研修の申込方法は、平成26年3月中旬から、**愛知県社会福祉協議会ホームページ**（<http://www.aichi-fukushi.or.jp/>）に掲載します。

○更新のための各研修

研修名	研修受講のための要件
専門研修	・愛知県内で介護支援専門員として勤務している方
課程Ⅰ	・介護支援専門員の実務従事者で、就業後6か月以上の方
課程Ⅱ	・介護支援専門員の実務従事者で、就業後3年以上の方
更新研修	・愛知県で介護支援専門員の登録を行っている方 ・介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する方（注2）
実務経験者 （注1）	・有効期間中に、 実務に従事している方 又は 従事していた経験がある方 →有効期間満了日が平成26年12月～平成27年11月までの方が対象となります。
実務未経験者	・有効期間が満了するまでに、実務に従事した経験がない方（予定も含む） →有効期間満了日が平成27年3月～平成28年6月までの方が対象となります。
再研修	・有効期間が満了してしまい、再度介護支援専門員証の交付を受けようとする方

（注1）専門研修を修了した場合、更新研修（実務経験者）は免除されます。

（注2）研修を修了する日が基準日です。

【お問い合わせ先】

愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター「介護支援専門員更新研修」担当  
〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-4-7 電話(052)231-3224  
FAX (052)222-2918

「介護支援専門員証」の有効期限は次のとおりです。

○初回交付の場合は、原則として介護支援専門員証の交付日から5年。

（具体例）交付日：平成22年3月31日⇒有効期限：平成27年3月30日

○ただし、再交付の場合は受付手続き上の関係から、交付日から5年となっていない場合もありますのでご注意ください。（介護支援専門員証には有効期限が明示されております。各自お手元の介護支援専門員証の有効期限をよくご確認ください。）

## ●欠格事由について

介護支援専門員には、登録を受けることが出来ない、「欠格事由」が介護保険法に明記されています。

最近、申請書類の欠格事由に該当するという部分に記をつけられている方が目立ちます。ご自身の資格に関する事項です。しっかりと理解された上で記載してください。

### (参考)

#### 「欠格事由に関する介護保険法の規定」

##### (介護支援専門員の登録)

第六十九条の二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で、政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 登録の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 五 第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第六十九条の六第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- 六 第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して五年を経過しない者
- 七 第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であつて、当該登録が消除された日から起算して五年を経過しないもの

## 【注意 1】

(国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの)

児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法、薬事法、老人福祉法、理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、精神保健福祉士法、言語聴覚士法、障害者自立支援法、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

## 【注意 2】

上記欠格事由の二、三に該当する方とは、判決の言い渡しがあった後、法定の控訴又は上告の期間を経過して判決を確定した方をいい、現に公判、控訴又は上告中の方は除かれます。

なお、禁錮以上の刑とは、禁錮、懲役及び死刑をいいます。上記欠格事由の二には執行猶予期間中の方も刑に処せられた方に含まれますが、刑に処せられることなく執行猶予期間を過ぎた方は含まれません。また、実際に刑の執行を受けた方でも、当該刑の執行を終わり罰金以上の刑に処せられることなく一定年限（禁錮以上の場合は10年、罰金の場合は5年）を経過した場合には、該当しません。

## ●各種手続きについて

### 1 介護支援専門員資格登録簿への登録及び介護支援専門員証の交付について

#### (1) 介護支援専門員資格登録簿への登録について

実務研修修了後、速やかに介護支援専門員資格登録簿への登録が必要になります。なお、登録については、実務研修修了日から3か月以内に手続きを完了してください。（※手続きの際に必要な書類は、登録のみの場合と、登録と専門員証の交付を希望する場合で異なります。詳細は、下記「(2) 介護支援専門員証の交付について」で、ご確認ください。）

#### 注意

3か月を経過すると登録できなくなり、再度実務研修を受講していただくこととなりますのでご注意ください。

## (2) 介護支援専門員証の交付について

### 通常の事務処理

申請書の受付は、毎月10日を締切日とし、20日を交付日といたします。  
(※月の10日、20日が閉庁日の場合は直前の開庁日が締切日、交付日となります。)

### 例

5月 7日到着の場合⇒5月10日締切日⇒交付日：5月20日

5月11日到着の場合⇒6月10日締切日⇒交付日：6月18日

(※6月20日〔日〕)

### 注意

▼上記のとおりですので、受付日によっては、交付までに約2か月ほどかかる場合があります。ご承知おきください。

▼この場合、事務処理の基準となるのは、「書類の到達日」となります。  
(申請日ではありませんのでご注意ください。)

◎交付の申請につきましては、研修修了時期の関係から、ある時期に書類の提出が集中する場合があります。そうした場合は、全体の交付事務手続に支障をきたさないよう、更新申請の事務処理を上記の日程によらず不定期（前倒し）に行うことにより、事務調整を図る場合も有りますのでご承知おきください。

## ア 実務研修終了後、登録と介護支援専門員証の交付を希望する場合

○手続きに必要な書類は次のとおりです。

- ・申請書（愛知県様式第1号）
- ・実務研修修了証書の写し（※原本証明無しで可）
- ・戸籍謄本、戸籍抄本、住民票のいずれか
- ・写真2枚（① 縦3.0cm×横2.4cm 6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの）  
※1枚目は、本書の写真添付欄に貼り付け、2枚目は貼らずに氏名及び撮影年月日を裏面に記入して添付すること。
- ・愛知県収入証紙2,000円分（交付事務手数料）

**注意**

①様式は愛知県健康福祉部高齢福祉課 介護保険指定・指導グループのホームページ <http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/index.html> で示しています。

②愛知県収入証紙の購入先は、県庁及び県の地方機関（各県事務所・県の各保健所）又は、市区町村役場で取扱っています。「収入印紙」ではないのでご注意ください。

※上記①、②については、全ての手続きにおいて共通事項になります。

## イ 実務研修終了後、登録のみで介護支援専門員証の交付を希望しない場合

○手続きに必要な書類は次のとおりです。

- ・申請書（愛知県様式第1号）
- ・実務研修修了証書の写し
- ・戸籍謄本、戸籍抄本、住民票のいずれか

※写真、県収入証紙は必要ありません。（写真は1枚も要りません。）

## ウ 当初登録のみの方で、その後、介護支援専門員証の交付を希望する場合

○手続きに必要な書類は次のとおりです。

- ・申請書（愛知県様式第1号）
- ・「介護支援専門員資格登録簿への登録通知」の写し（※原本証明無しで可）
- ・写真2枚（① 縦3.0cm×横2.4cm 6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの）

※1枚目は、本書の写真添付欄に貼り付け、2枚目は貼らずに氏名及び撮影年月日を裏面に記入して添付すること。

- ・愛知県収入証紙2,000円分（交付事務手数料）

## 2 登録の移転について

※関係書類作成の前に・・・

まずは、登録の移転先となる都道府県に登録移転の可否又は申請に必要な書類についてご確認ください。

**注意**

▼介護保険法の規定（第69条3項）では、登録地の移転は、移転先で介護支援専門員として就業することが決まっている方か、若しくは移転先で就業予定がある方となっていますのでご承知おきください。（※各都道府県の裁量により、若干取り扱いが異なる場合があります。ご確認ください。）

## (1) 愛知県に登録している方が他の都道府県に登録を移転したい場合

○手続きに必要な書類は次のとおりです。

- ・移転先の登録移転申請書 ※詳細は移転先の都道府県にお尋ね下さい。
- ・住所変更届出書（愛知県様式3号）
- ・介護支援専門員証（専門員証の交付を受けていない人は、介護支援専門員登録証明書A4版と携帯用の両方）の原本

※まずは、上記申請書類等を一緒（まとめて）にして、愛知県健康福祉部高齢福祉課あて送付してください。愛知県で必要な事務処理をした上で、移転先の都道府県に送付します。

## (2) 他の都道府県に登録している方が愛知県に登録を移転したい場合

○手続きに必要な書類

- ・申請書（愛知県様式第2号）
- ・戸籍謄本、戸籍抄本、住民票のいずれか
- ・介護支援専門員証（専門員証の交付を受けていない人は、介護支援専門員登録証明書A4版及び携帯用の両方）の原本
- ・写真2枚※

※縦3.0cm×横2.4cm 6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの2枚のうち1枚は、申請書に貼付、1枚は貼らずに氏名・撮影年月日を裏面に記入して申請書に添付してください。

- ・愛知県収入証紙2,000円分（交付事務手数料）

※申請書等の提出は、現在登録を受けている都道府県を経由して行うことになっていきますので、書類の送付先については、まずは、登録を受けている都道府県の介護保険担当課にお問い合わせください。

### 注意

▼上記のとおり、登録移転の事務については、2つの都道府県でそれぞれの事務を行うこととなります。このため、通常の事務手続きよりも時間がかかりかかりますので、ご承知おきください。（各都道府県の書類受付の締切日の関係から、2、3か月かかる場合もあります。）

▼移転手続きについては、上記のとおりですので、このことも考えて、早めに準備をお願いします。

## 3 氏名、住所の変更届について

登録していただいている氏名、住所に変更があった場合は、速やかに変更の手続きをしてください。

ア （氏名、住所の変更に伴い）介護支援専門員証の交付を希望する場合



○手続きに必要な書類は次のとおりです。

- ・申請書（愛知県様式第3号）
- ・介護支援専門員証（専門員証の交付を受けていない人は、介護支援専門員登録証明書A4版及び携帯用の両方）の原本
- ・戸籍謄本又は戸籍抄本（氏名に変更があった場合）

※住所変更の場合でも住民票は不要です。

- ・写真2枚※

※縦3.0cm×横2.4cm 6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの2枚のうち1枚は、申請書に貼付、1枚は貼らずに氏名・撮影年月日を裏面に記入して申請書に添付してください。

- ・愛知県収入証紙2,000円分（交付事務手数料）

#### イ（氏名、住所の変更のみで）介護支援専門員証の交付を希望しない場合

○手続きに必要な書類は次のとおりです。

- ・申請書（愛知県様式第3号）
- ・介護支援専門員証（専門員証の交付を受けていない人は、介護支援専門員登録証明書A4版及び携帯用の両方）の写し
- ・戸籍謄本又は戸籍抄本（氏名に変更があった場合）

※住所移転の場合でも住民票は不要です。

## 4 介護支援専門員が死亡又は欠格事由に該当した場合

介護保険法第69条の5の規定により、死亡した場合や成年被後見人又は被保佐人など欠格事由に該当することとなった場合には、所定の者（相続人、後見人等）が愛知県知事（又は届け出義務者の住所地の都道府県知事）に事実があった日から30日以内に届け出ることとされています。

○手続きに必要な書類は次のとおりです。

- ・申請書（愛知県様式第5号）
- ・愛知県様式5号に記載の添付書類

## 5 介護支援専門員が登録を消除する場合（※本人から申請による場合）

○手続きに必要な書類は次のとおりです。

- ・申請書（愛知県様式第6号）
- ・介護支援専門員証（専門員証の交付を受けていない人は、介護支援専門員登録証明書A4版及び携帯用の両方）の原本

## 6 介護支援専門員の再交付について

再交付につきましては、紛失、汚損、破損した場合などが該当します。

○手続きに必要な書類は次のとおりです。

- ・申請書（愛知県様式4号）
- ・介護支援専門員証（汚損及び破損の場合）
- ・写真2枚※

※縦3.0cm×横2.4cm 6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの2枚のうち1枚は、申請書に貼付、1枚は貼らずに氏名・撮影年月日を裏面に記入して申請書に添付してください。

- ・愛知県収入証紙2,000円分（交付事務手数料）
- ・紛失の場合は、紛失届が必要です。（注）

（注）紛失届の様式は任意様式となっています。ただし、以下の項目を必ず入れてください。また、本人の署名押印も忘れずをお願いします。

○（宛名としての）愛知県知事殿

○見つかった場合は速やかに返却する旨の記載

### 各提出書類共通注意事項

※申請していただく書類に印鑑の押印漏れ等の不備が目立ちます。再度確認の上、提出してください。（押印のないことや、記載間違い〔欠格事由の誤記入等〕により事務処理が遅れることとなります。お気をつけください。）

### 参考 1

介護支援専門員の研修については、愛知県のホームページ『介護支援専門員の研修制度について』[http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/caremanager/cm\\_kenshuu.html](http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/caremanager/cm_kenshuu.html)に掲載してありますのでご確認ください。

※各研修の詳細につきましては、各研修の実施機関にお問い合わせください。

実務研修、更新研修、専門研修Ⅰ・Ⅱ、再研修……愛知県社会福祉協議会福祉人材センター

電話 052-231-3224

実務従事者基礎研修、主任介護支援専門員研修…愛知県シルバーサービス振興会

電話 052-223-6621

## ケアマネ悩み相談コーナーのご案内

**ケアマネジャーのみなさんへ  
仕事上での悩みや相談を  
なんでもお気軽にご相談ください。  
コーディネーターがサポートします。**

**秘密厳守、相談料は無料です。**

### < 相談窓口 >

◇ 相談日時 毎週火曜日・木曜日（祝祭日を除く）  
午後1時～午後4時45分

※コーディネーターが、ケアマネジメント業務全般の相談に応じます。

◇ 相談方法 電話、FAX、来訪何でも結構です。  
・電話 052-219-2071  
・FAX 052-212-1615

◇ 相談場所 名古屋市中区栄2-10-19 商工会議所ビル8階  
(公財)愛知県シルバーサービス振興会内

**愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会**

## ●介護支援専門員専門研修・更新研修（実務経験者対象）について

介護支援専門員の資質向上を目的として、厚生労働省において介護支援専門員専門（更新）研修ガイドラインが定められました。本県においては、平成 25 年度からこのガイドラインに基づいて研修を行います。主な内容としては、評価の視点を取り入れて、以下について実施します。

### 1 研修記録シート 1（目標）

- ・研修受講者は、受講前に受講目標をたて、シートに記入します。
- ・所属の管理者は、受講者に研修で学んでほしいこと、期待することをシートに記入します。（受講者が管理者本人の場合、管理者欄は、地域包括支援センターの主任介護支援専門員に相談して記入してもらってください。）
- ・研修受講者は、研修終了後（3か月後程度）、目標に対する受講成果の自己評価をシートに記入します。
- ・所属の管理者は、受講者の目標の達成と実践への活用状況をシートに記入します。

### 2 研修記録シート 2（評価）

- ・研修受講者は、各科目ごとに受講前と受講後の自己評価欄に記入します。

### 3 研修記録シート 3（振り返り）

- ・専門課程Ⅱ・更新（専門課程Ⅱ相当）研修受講者は、研修終了後（3か月後程度）シート 3 を記入します。

平成 25 年度は、研修記録シート 1、研修記録シート 2 を回収し、研修改善のための参考とします。将来的には、全てのシートを回収し、評価の上、次回以降の研修に反映させていきます。

## 7-(2)

### 平成25年度介護サービス情報公表について

#### 1 情報公表制度の見直しについて

介護サービス情報の公表制度については、介護保険法の改正により平成24年度から事業所に対する調査事務は「都道府県知事が必要と認めるとき」に実施することとなっています。

愛知県は、国が示すガイドラインに基づき指針を策定しました。主な変更点は以下のとおりです。

##### (1) 調査対象事業所

- ①事業開始後2年目の事業所で前年の介護報酬額が100万円を超える事業所
- ②調査を希望する事業所
- ③実地指導対象事業所（①及び②の事業所を除く。）

※①の平成25年度調査対象事業所は平成24年1月から12月までに指定を受けた事業所。

※訪問調査は、①と②は指定調査機関、③は実地指導職員等が実施する。

##### (2) 調査手数料

上記②のみ徴収し、①及び③は徴収しません。

##### (3) 公表手数料

廃止

#### 2 情報公表システムの見直しについて

公表システムは、平成24年10月からサーバーを国において一元的に管理運用されることとなり、それにあわせて「見やすさ、使いやすさ、分かりやすさ」といった観点から、さらに利用者にとって活用しやすいものとなるよう、システム全体の見直しが行われました。

#### 3 情報公表制度の報告について

報告に際しては、操作ガイドを参照してください。

([https://www.kaigokensaku.jp/help/pdf/Quick\\_Start\\_Guide.pdf](https://www.kaigokensaku.jp/help/pdf/Quick_Start_Guide.pdf))

平成25年度から都道府県独自項目として、要介護の改善状況、褥瘡の発生状況・改善状況、介護サービスに従事する従業者に関する情報の任意報告を行うこととしましたので、報告を行う場合は、基本情報・運営情報の入力の前に都道府県独自項目を入力後、プレビューボタンを押し、「この内容で提出する」ボタンを押ししてください。

##### (1) 平成24年12月までに指定を受けた事業所で平成24年の介護報酬額が100万円を超える事業所

平成24年10月から12月までに郵送した通知文に記載のパスワードにより、報告用ページ (<https://www.kaigokensaku.jp/houkoku/23/>) でログインし、報告様式（基本情報・運営情報）に必要事項を入力の上、8月末までに提出してください。

※IDは事業所番号です。

※通知文を紛失した場合は、件名「パスワード問い合わせ」とし、「事業所番号」、「サービス種別」を記載してメール ([korei@pref.aichi.lg.jp](mailto:korei@pref.aichi.lg.jp)) にて問い合わせをお願いします。

※基本情報及び運営情報の入力画面で必要事項を入力後、プレビューボタンを押し、エラーがある場合は修正した後に「この内容で提出する」ボタンを押してください。

TOPメニューで基本情報及び運営情報が「提出済」になれば、報告完了です。

※平成24年の介護報酬額が100万円以下の事業所は、報告不要です。

※平成24年度に平成23年の介護報酬額が100万円以下で、報告不要であった事業所には、平成25年8月に通知文を郵送します。

#### (2) 平成25年1月から12月までの新規指定事業所

平成25年8月から12月までに郵送の通知文に記載のパスワードにより報告用ページ (<https://www.kaigokensaku.jp/houkoku/23/>) にログインし、報告様式（基本情報）に必要事項を入力の上、8月末から12月末までに提出してください。

※運営情報の入力不要ですが、運営情報の入力画面でプレビューボタンを押し、「この内容で提出する」ボタンを押してください。

TOPメニューで基本情報及び運営情報が「提出済」になれば、報告完了です。

## 4 情報公表制度の調査について

(1) 平成23年12月までに指定を受けた事業所で、自ら調査を希望する事業所について制度の見直しにより毎年度の調査義務が外れることとなりましたが、自ら積極的に調査を受け情報を公表する事業所については、公表システムにおいて明示され、他の事業所と区分し公表されることになっています。

また、愛知県においては、指定研修機関の一般社団法人福祉評価推進事業団から以下の受審済証が発行されます。受審済証は事業所内に掲示するなどの活用をすることができます。



事業所においては、こうした点を踏まえて調査を自ら希望するかどうか検討し、希望する場合は、証紙貼付書 (<http://www.pref.aichi.jp/korei/kohyo/syoushicyoufusyo.rtf>) に報告年月日、報告事業所名、事業所番号、サービス種別及び金額を記入の上、調査手数料（愛知県収入証紙（収入印紙ではないので注意））を証紙貼付欄に貼付いただき、8月末までに愛知県健康福祉部高齢福祉課介護保険指定・指導グループまで郵送してください。

#### (2) 平成24年1月から12月までに指定を受けた事業所

指定調査機関の調査員が事業所を訪問し調査を実施いたしますが、日程等は後日、指定調査機関から連絡がありますので、調査日程の調整をしていただき、調査を受けてください。調査手数料は必要ありません。

## 5 実施体制

### ○ 指定調査機関（9機関）

調査機関名	所在地	電 話
特定非営利活動法人 あいち福祉アセスメント	東海市東海町2-6-5かえでビル 2F	052-693-7891
特定非営利活動法人 「サークル・福寿草」	名古屋市熱田区三本松町13-19	052-871-7400
財団法人 総合健康推進財団 (愛知連絡事務所)	知立市南新地3-7-7-507	0566-82-4815
株式会社 中部評価センター	名古屋市緑区左京山104 加福ビル左京山1F	052-623-7401
特定非営利活動法人 なごみ(和)の会	名古屋市千種区小松町5-2-5	052-732-6688
特定非営利活動法人 HEART TO HEART	東海市養父町北堀畑58-1	0562-36-2353
福祉サービス機構株式会社	名古屋市中村区名駅5-16-17 花車ビル南館9F	052-485-8294
※福祉総合研究所株式会社	名古屋市東区百人町26 スクエア百人町1階	052-936-2001
株式会社 ユニバーサルリンク	名古屋市守山区森孝三丁目 1010番地	052-768-5619

※ 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護のみ

### ○ 指定情報公表センター

県直営

## 6 報告・調査・公表予定

報告月：8月～12月

調査月：10月～2月

公表月：9月～3月

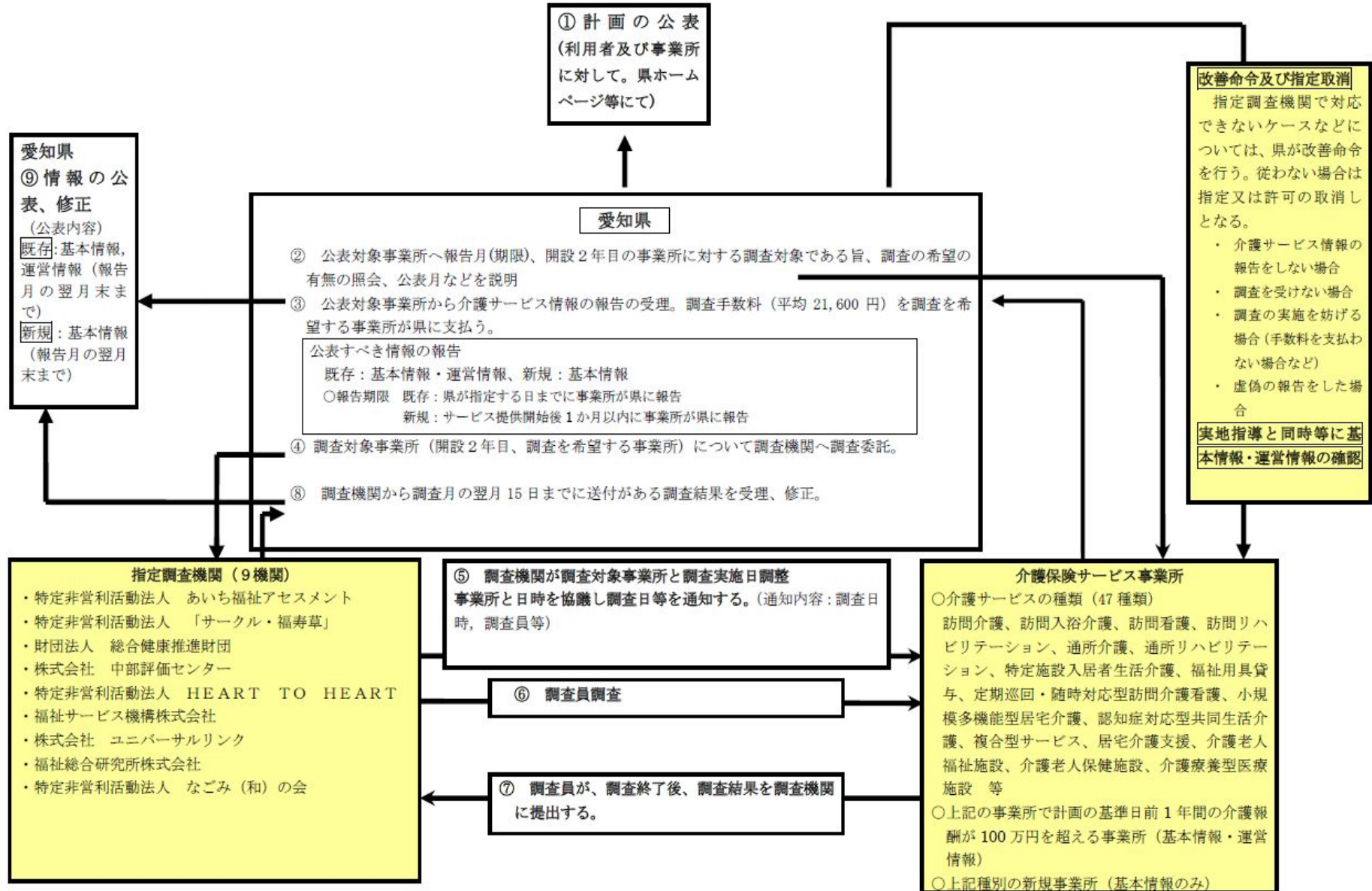
## 7 事業の流れ

次ページのとおり

## 8 問い合わせ先

愛知県健康福祉部高齢福祉課 介護保険指定・指導G 電話：052-954-6479

# 「介護サービス情報の公表」概念図





# 愛知県「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

## (目的)

第1条 介護保険法第115条の3第3項に規定する、介護サービス情報の報告をした介護サービス事業者に対して行う調査について、介護保険法施行規則第140条の47の2に規定する指針を定める。

## (調査対象事業所)

第2条 調査対象事業所は、以下のとおりとする。

- (1) 事業開始後2年目の事業所で前年の介護報酬額が100万円を超える事業所
- (2) 調査を希望する事業所
- (3) 実地指導対象事業所（(1)及び(2)の事業所を除く。）

## (調査手数料)

第3条 調査手数料については、第2条(2)の事業所のみから徴収することとする。

## (調査実施機関)

第4条 第2条(1)及び(2)の事業所については、指定調査機関が調査を実施し、第2条(3)の事業所については、実地指導職員が調査を実施する。

## (調査の特例)

第5条 第2条(3)の事業所の調査については、主たるサービスの調査を実施することにより、他のサービスについては、調査を行わないこととする。

## 附 則

- 1 この指針は、平成24年4月1日から施行する。

「介護サービス情報の公表」公表手数料及び調査手数料

- 45サービス（主たるサービス：●印、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスは平成26年度から調査手数料の設定予定）
- 主たるサービスと同類型の予防サービス等に関し複数の調査が同時に行われる場合には、当該複数の調査を1件とする。

手数料	サービス種別	H21.4 ～	H20.4 ～	H18.4 ～
公表手数料 (平成24年度から廃止)		1件につき 8,200	1件につき 8,200	1件につき 10,000
調査手数料	●訪問介護 ○介護予防訪問介護 ○夜間対応型訪問介護	1件につき 21,300	1件につき 30,500	1件につき 45,500
	●訪問入浴介護 ○介護予防訪問入浴介護			
	●訪問看護 ○介護予防訪問看護			
	●訪問リハビリテーション ○介護予防訪問リハビリテーション			
	●福祉用具貸与 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 ○特定介護予防福祉用具販売	1件につき 20,800	1件につき 29,700	
	●居宅介護支援			
	●通所介護 ○介護予防通所介護 ○療養通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型通所介護			
	●通所リハビリテーション ○介護予防通所リハビリテーション			
	●特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) ○特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型) ○介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) ○介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型) ○地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	1件につき 21,900	1件につき 31,900	
	●特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) ○特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型) ○介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム等) ○介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム等・外部サービス利用型) ○地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)			
	●認知症対応型共同生活介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護			
	●小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護			
	●介護老人福祉施設 ○地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護	1件につき 22,400	1件につき 33,900	
	●介護老人保健施設 ○短期入所療養介護(介護老人保健施設) ○介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)			
	●介護療養型医療施設 ○短期入所療養介護(介護療養型医療施設) ○介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)			

## 平成25年度地域密着型サービス外部評価の実施について

### ○ 制度の根拠法令

地域密着型サービス外部評価・・・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項並びに「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第65条第2項及び第86条第2項

### ○ 実施回数

原則年1回

### ○ 指定評価機関（7機関）

評価機関の名称	所在地	連絡先
特定非営利活動法人 あいち福祉アセスメント	〒476-0015 東海市東海町2-6-5 かえでビル2F	052-693-7891
特定非営利活動法人 「サークル・福寿草」	〒456-0032 名古屋市熱田区三本松町13-19	052-871-7400
株式会社 中部評価センター	〒458-0825 名古屋市緑区左京山104 加福ビル左京山1F	052-623-7401
特定非営利活動法人 なごみ（和）の会	〒464-0853 名古屋市千種区小松町5-2-5	052-732-6688
福祉サービス機構 株式会社	〒450-0002 名古屋市中村区名駅5-16-17 花車ビル南館9F	052-485-8294
福祉総合研究所 株式会社	〒461-0037 名古屋市東区百人町26 スクエア百人町1階	052-936-2001
株式会社 ユニバーサルリンク	〒463-0035 名古屋市守山区森孝三丁目1010番地	052-768-5619

事業所

申込み

訪問調査の実施

地域密着型サービス外部評価機関

外部評価の公表  
(WAM NET)

## 7-(3)

### 介護職員等に対する喀痰吸引等研修について

平成24年4月の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られているなど、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できるようになりました。

#### 実施可能な行為は・・・

○ たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

☆ 具体的な行為は

- ⇒ ・たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ・経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

※ 実際に介護職員等が実施できる行為は、受講したたんの吸引等の研修課程や実地研修の内容により異なります。

#### 介護職員等の範囲は・・・

○ 介護福祉士（平成27年度以降の国家試験合格者）

○ 介護福祉士以外の介護職員等

☆ 具体的には

- ⇒ ホームヘルパーなどの介護職員、上記以外の介護福祉士、特別支援学校教員等で、一定の研修を修了した方

#### 介護職員等がたんの吸引等をできるようになるためには・・・

○ 介護福祉士

☆ 平成26年度までの国家試験に合格した方

- ⇒ 登録研修機関で研修を受講

☆ 平成27年度以降の国家試験に合格した方

- ⇒ 原則として、資格取得前の介護福祉士養成施設又は実務者研修における

医療的ケアのカリキュラムで受講

ただし、実地研修が修了していない場合は、就業後、登録喀痰吸引等事業者等で実地研修を受講

※ 登録喀痰吸引等事業者とは、自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者で、「社会福祉士及び介護福祉士法」などの法令で定められた要件を満たしている事業者として、知事の登録を受けた事業者の事です。

○ 介護福祉士以外の介護職員等

☆ 介護福祉士の資格取得を目指す方

⇒ 介護福祉士養成施設又は実務者研修において医療的ケアのカリキュラムを受講

☆ 介護福祉士の資格取得を目指さない方

⇒ 登録研修機関で研修を受講

研修のカリキュラムは・・・

○ 研修には3種類のカリキュラムがありますので、必要に応じて受講してください。

☆ 第1号研修

不特定多数の方に対して、たんの吸引や経管栄養について対象となる行為のすべてを行うための研修

⇒ ① 基本研修（50時間の講義のほか演習）

② 実地研修（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養のすべて）

☆ 第2号研修

不特定多数の方に対して、たんの吸引（口腔内・鼻腔内のみ）や経管栄養（胃ろう・腸ろうのみ）を行うための研修

⇒ ① 基本研修（50時間の講義のほか演習）

② 実地研修（口腔内・鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養）

☆ 第3号研修

特定の方（利用者と介護職員等とのコミュニケーションなど個別的な関係性が

重視されるケースに対応するもので、筋萎縮性側索硬化症又はこれに類似する神経・筋疾患、筋ジストロフィー、高位頸髄損傷、遷延性意識障害、重症心身障害等を患っている療養患者の方や障害のある方）に対して、たんの吸引や経管栄養を行うための研修

- ⇒ ① 基本研修（9時間の講義と演習）  
② 実地研修（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養のうち、特定の方に対して行うために必要な行為）

#### 研修を受講するためには・・・

○ 愛知県では、介護職員等を対象としたたんの吸引等研修を次の方法で実施します。

☆ 民間事業者で「社会福祉士及び介護福祉士法」などの法令で定められた要件を満たしている事業者を登録研修機関として登録し、その事業者が実施します。

☆ 登録研修機関は、地域福祉課ホームページ  
(<http://www.pref.aichi.jp/chiikifukushi/>) に掲載しています。

○ 受講を希望される方は、上記、地域福祉課ホームページで御確認していただき、事業者にご直接お問い合わせのうえ、受講の申し込みをしていただく必要があります。

#### 登録研修機関で研修を修了したら・・・

○ 研修機関で発行された修了証明書のほか必要書類を添付し、定められた様式により、愛知県健康福祉部地域福祉課に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付の申請をします。

○ 県において研修を修了していること等を確認した後、「認定特定行為業務従事者認定証」が交付されます。

○ 特別養護老人ホーム等の施設や在宅（訪問介護事業所等から訪問）などにおいて、医師の指示の下、看護師等と連携し、たんの吸引等を行うことができます。

## 7-(4) **登録特定行為事業者の登録申請等について**

### **手続きについて**

#### **1. 新規登録申請（様式第1）**

申請の受付は毎月15日を締切日とし、月末を交付日といたしますので、手続きの完了までに最長で概ね1か月半を要する場合があります。

なお、登録日は、申請受付月の翌月1日付けとさせていただきます。

申請に当たっては、窓口受付と致しますので、日時ご予約の上、ご来庁願います。

また、申請に当たっての提出書類については、「登録特定行為事業者登録申請等の提出書類一覧」をご確認願います。

#### **2. 業務追加登録申請（様式第2）**

申請の受付については、新規登録申請と同様の扱いとします。

#### **3. 登録事項変更届出（様式第3）**

届出の受付は、次の①から③までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、④に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、その旨を届け出てください。（郵送届出可）

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②事業所の名称及び所在地
- ③喀痰吸引等業務開始の予定年月日
- ④その他厚生労働省令で定める事項

#### **4. 登録辞退届出（様式第4）**

特定行為業務を行う必要がなくなったときは遅滞なく、その旨を届け出てください。（郵送届出可）

### **ホームページのご案内**

高齢福祉課ホームページ上で、登録事業者一覧及び様式等を掲載しています。下記URLをご参照願います。

「介護職員等による喀痰吸引等業務の登録申請等について」

<http://www.pref.aichi.jp/korei/kakutankyuuin/kakutankyuuin.html>



## 登録特定行為事業者登録申請等の提出書類一覧

	新規登録申請	業務追加登録申請	登録事項変更届出	登録辞退届出
登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書【様式第1】	○			
登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）業務追加登録申請書【様式第2】		○		
登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録事項変更届出書【様式第3】			○	
登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書【様式第4】				○
法人の定款又は寄付行為	○		△	
登記事項証明書（直近3か月以内の原本）	○		△	
介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿【様式1号】	○	○	△	
様式1号の名簿掲載者に係る認定特定行為業務従事者認定証の写し、又は看護師等の免許証の写し	○	○	△	
社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書【様式2号】	○		△	
登録喀痰吸引等事業者の登録基準要件に係る書類【様式3号】（添付書類含む）	○	○	△	
登録喀痰吸引等事業者登録基準要件に係るチェックリスト【様式3号（別紙）】	○	○	△	
医師の指示書様式【参考様式1】	○	△	△	
喀痰吸引等計画書様式【参考様式2】	○	△	△	
喀痰吸引等実施報告書様式【参考様式3】	○	△	△	
備品等一覧表【参考様式4】	○	△	△	
説明書兼同意書【参考様式5】	○	△	△	
返信用封筒（定形長3号に住所を記載し、80円切手を貼付）	○	○		
登録通知書（業務追加登録通知書）				○

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

- ※ 各様式の申請者は法人名として下さい。
- ※ 登録申請は事業所ごとに行うこととなります。
- ※ 様式3号に添付して頂く書類（業務方法書等）については、必ず様式3号（別紙）のチェックリストを確認してください。その際、チェックリストの項目が該当書類のどの部分に記載があるか分かるようにして頂きますようお願いいたします。（該当部分に線を引く、付箋を貼る等）
- ※ 心肺蘇生訓練用器材一式について、研修を実施する際に消防署から借用するなどの措置でも構いませんが、その場合にはその旨を欄外等に記載して下さい